

平成19年3月

防犯カメラの管理と活用について
報告書(案)

福岡県防犯カメラ活用検討会議

目 次

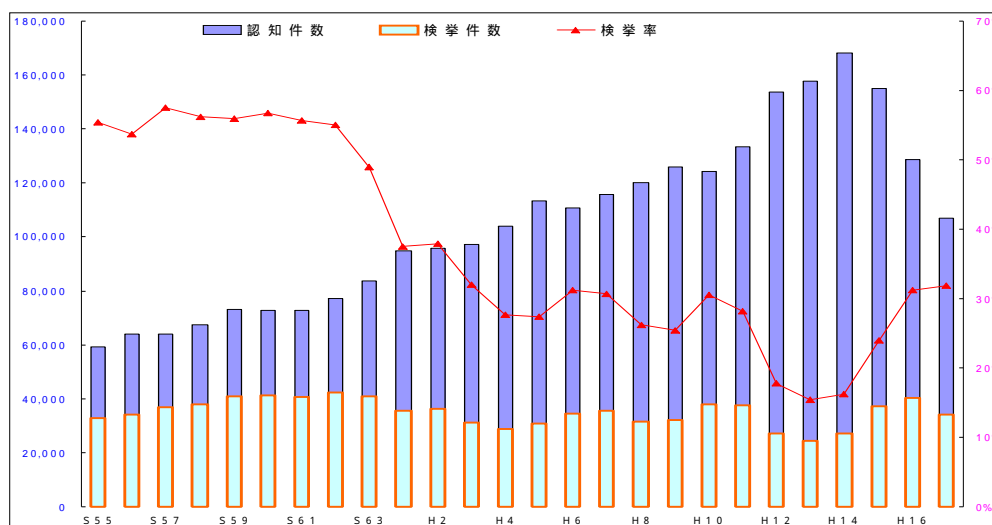
本県の犯罪情勢と防犯カメラの設置状況について	2
1 犯罪の発生状況	2
2 犯罪の場所別発生状況	3
3 防犯カメラの設置及び管理の状況	5
(1) 民間施設等	5
(2) 県及び市町村施設における防犯カメラ等の設置状況	9
4 防犯カメラに対する県民の意識	10
防犯カメラの管理と活用について(検討資料)	13
1 防犯カメラの効果	13
2 防犯カメラの課題	14
3 防犯カメラの設置運用に関する指針の必要性	14
4 防犯カメラの設置運用に関する指針とその考え方	14
(1) 指針の目的	14
(2) 防犯カメラの定義	15
(3) 設置者の責務	15
(4) 運用要領に定める内容	15
5 防犯カメラの活用について	19
防犯カメラ設置運用要領(参考例)	20

本県の犯罪情勢と防犯カメラの設置状況について

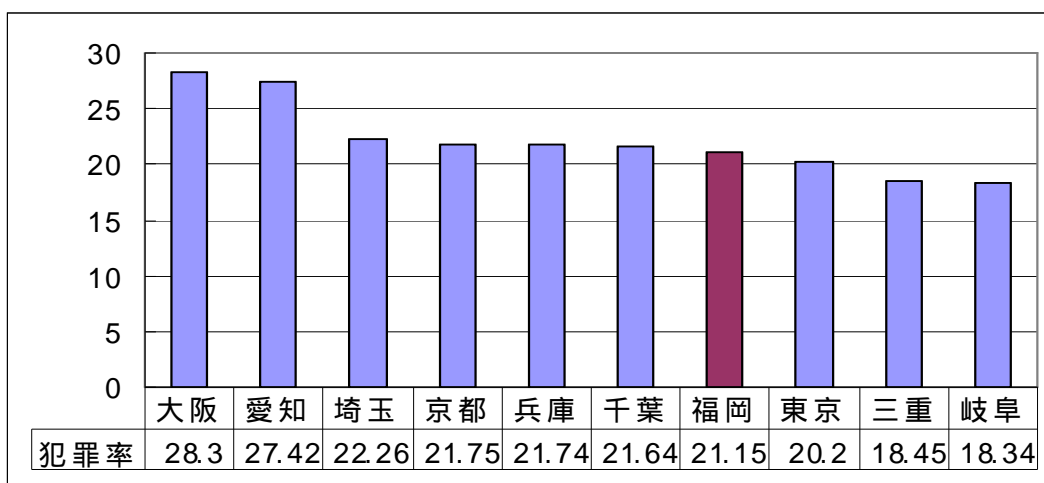
1 犯罪の発生状況

平成17年中に発生した本県の刑法犯認知件数は106,805件で、前年に比べ21,740件(17%)減少し、過去最高を記録した平成14年(168,190件)から3年連続で減少も続けており、本県の治安は回復傾向にある。しかしながら刑法犯認知件数では全国第8位、人口千人当たりの犯罪率では東京都を凌ぐ全国第7位に位置しており、全国的にみると本県治安情勢は未だ厳しい現状にある。

本県の刑法犯認知件数及び犯罪率の推移



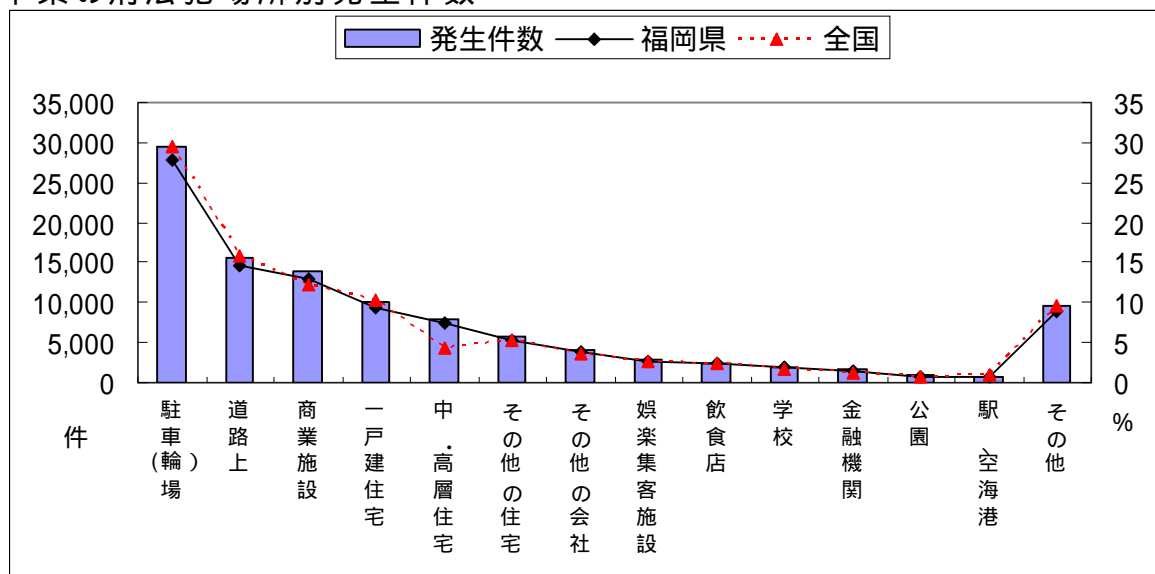
平成17年中の犯罪率(人口千人当たり)の全国比較



2 犯罪の場所別発生状況

平成17年中に発生した刑法犯を場所別に分類すると、最も発生件数が多いのは、駐車(輪)場の29,542件(28%)で、以下、道路15,622件(15%)、商業施設13,943件(13%)、一戸建住宅10,072件(9%)の順となっている。これを発生比率で全国平均と比較したところ、ほぼ全国平均と同様な傾向を示しているが、中・高層住宅での発生比率が全国平均に比べ特に高いといった特徴が見られる。

本県の刑法犯場所別発生件数



駐車(輪)場、道路上では、主に乗り物盗(37%)、車上狙い(31%)などが多発している。商業施設では万引き(54%)が多く、一戸建住宅では侵入盗(47%)が多い。また、中・高層住宅では乗り物盗や侵入盗が多いものの強制わいせつの発生比率(13%)が他の発生場所に比べ高くなっている。

本県の主な場所別発生罪種

(単位:件)

	凶悪・粗 暴犯	侵入盗	乗り物 盗	車上狙い	部品狙い	強制わ いせつ	器物損壊	その他	計
駐車(輪)場	386	5	11,052	9,282	3,017	23	2,093	3,684	29,542
道路上	1,233	0	3,341	2,156	363	166	595	7,768 (占離3,291)	15,622
商業施設	283	1,172	857	651	96	7	331	10,546 (万引き6,881)	13,943
一戸建住宅	268	4,749	1,550	738	218	18	611	1,920	10,072
中・高層住宅	287	1,069	2,680	926	633	103	707	1,463	7,868
その他の住宅	207	1,929	1,283	389	220	33	360	1,286	5,707
その他の会社	97	1,568	203	137	153	4	218	1,701	4,081
娯楽・集客施設	138	166	228	178	26	7	121	1,956 (置引き681)	2,820
飲食店	210	837	110	146	10	1	128	1,026	2,468
学 校	63	325	432	138	19	4	506	527	2,014
金融機関	21	30	13	5	1	0	12	1,572 (詐欺1,199)	1,654
公 園	113	2	98	45	2	13	66	534	873
駅・空海港	55	7	175	4	17	1	64	334	657
その他	360	903	1,015	665	234	38	587	5,684	9,484
合 計	3,721	12,762	23,037	15,460	5,009	418	6,399	39,999	106,805

占離:占有離脱物横領

3 防犯カメラの設置及び管理の状況

(1) 民間施設等

民間施設における防犯カメラの設置状況を把握するため、以下の業種の中から200施設を抽出し、防犯カメラの設置に関するアンケート調査を実施した。

調査期日 平成18年11月

調査地域 福岡県全域

調査対象 10業種各20施設

回収数 103 (52%)

業種	商店街・地下街	バスターミナル・駅	金融機関	大規模商業施設	小売店	飲食店	娯楽・集客施設	駐車場	ホテル・サウナ・病院	教育施設	不明
回収数	12	11	11	16	8	7	7	9	9	12	1

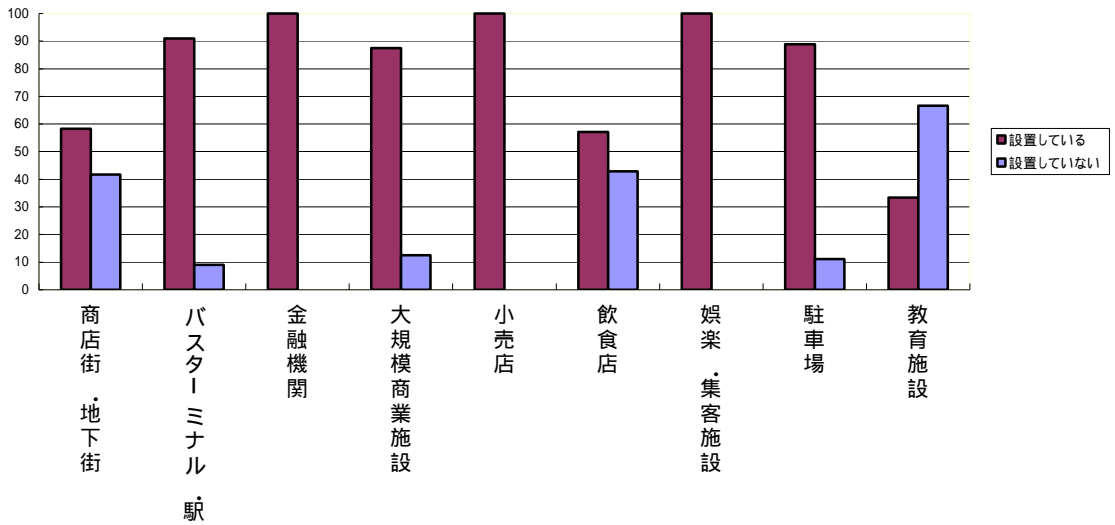
防犯カメラの設置

「防犯カメラを設置しているか」の問に対して、「設置している」と回答があった施設は81施設(79%)である。このうち、「金融機関」、「小売店」、「娯楽・集客施設」は、すべて防犯カメラを設置していた。「バスターミナル・駅」、「駐車場」及び「大規模商業施設」は、ほぼ設置され、「商店街・地下街」、「飲食店」等は半数以上が設置している。

このことから、不特定多数の人が利用する民間施設では防犯カメラを設置している施設が多いことが伺える。

また、近年、子供の安全確保が特に求められていることから、教育施設についても調査を行ったが、防犯カメラの設置率(33%)は低い。

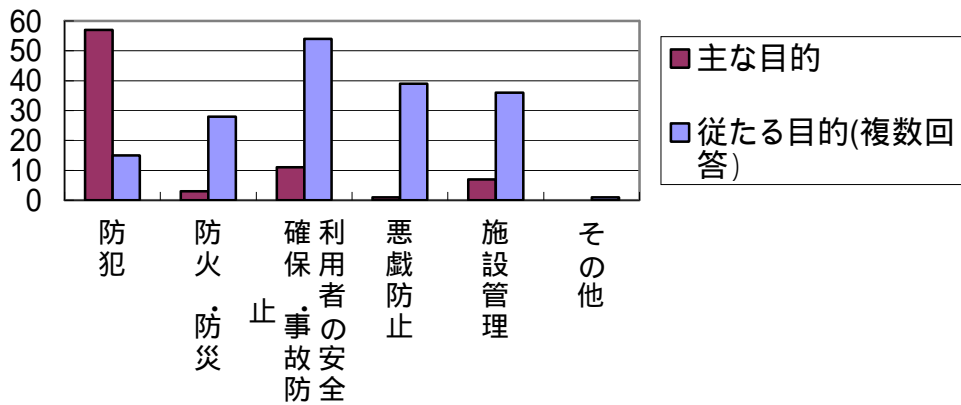
防犯カメラの設置状況



防犯カメラの設置目的

カメラを設置している目的としては防犯の他、従たる目的として「利用者の安全確保・事故防止」、「悪戯防止」、「施設管理」、「防火・防災」などの回答があった。

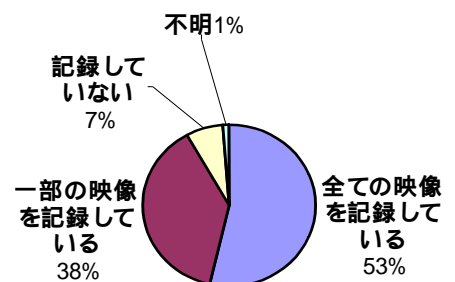
防犯カメラの設置目的



映像の記録

映像については、カメラを設置していた施設の91%が記録し、目的は、「事故等の異常時の原因究明のため」と「証拠品として提供を求められた時のため」であった。

防犯カメラの映像の記録の有無

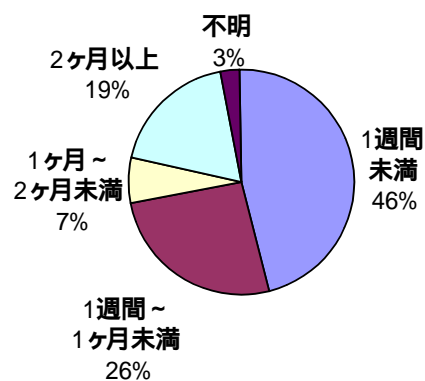


映像の記録媒体と保管期間

映像の記録媒体は、ハードディスク(62%)が最も多く、以下、ビデオテープ、DVDと続く。

映像記録の保管期間は1週間未満(46%)が多く、1ヶ月未満(26%)を合わせると72%と比較的短期間の保存となっている。

記録媒体の保管期間



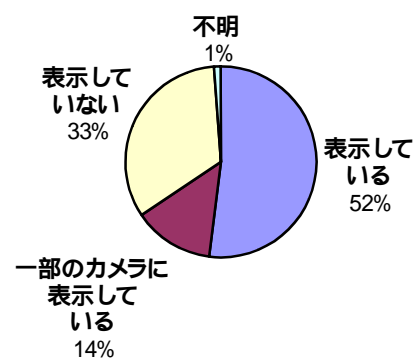
映像記録の外部への提供

映像記録の部外者への提供は、半数から「提供したことがある」との回答があり、提供した理由としては、大部分が「警察等公的な機関からの要請に基づくもの」となっていた。

カメラの設置の表示

「カメラの設置を表示しているか」の問に対しては、「一部カメラに表示している」を含め66%が防犯カメラの設置を表示している。

防犯カメラの設置の表示



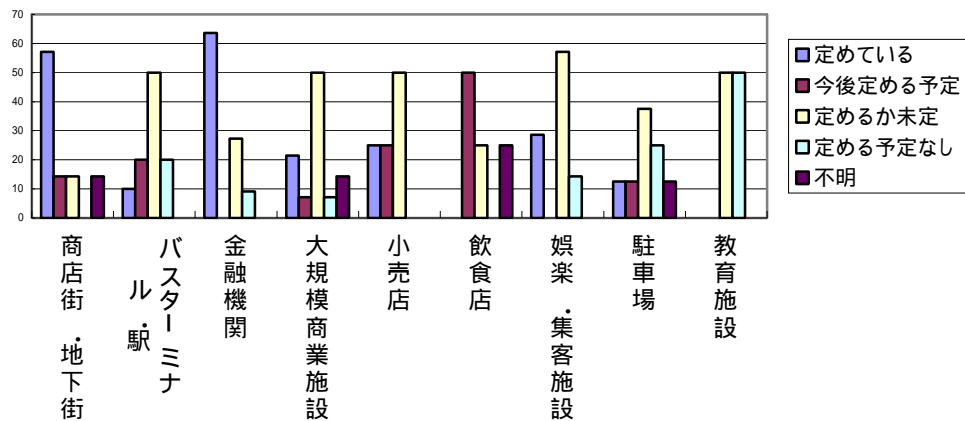
カメラ設置に関する苦情等

「カメラ設置に苦情があるか」の問に対しては、「苦情はない」との回答がほとんどであり、「苦情があった」との回答は、駐車場内で起きた事故の映像の閲覧に関するケースの1件のみであった。苦情は、カメラ設置に関するものではなく、むしろ記録画像の利用をめぐる起こっているのではないかと考えられる。

管理基準の作成

「管理基準を定めているか」の問に対しては、「管理基準を定めている」との回答は26%であり、「管理基準を定める予定」との回答を合わせて40%となっている。回答の内訳をみると、商店街・地下街や金融機関では半数以上が管理基準を定めているが、全く定めていない業種もあり業種間で格差がある。

管理基準の策定



(2) 県及び市町村施設における防犯カメラ等の設置状況

調査の時期

県 施設 平成 18 年 6 月

市町村施設 平成 18 年 10 月

調査対象

県及び県内 68 市町村

防犯カメラ設置状況

県	21 施設	227 台
市町村	計 312 施設	2,385 台 (45 市町村が設置)
合計	333 施設	2,612 台

主な設置目的

- ・安全管理(庁舎玄関入口等)
- ・盗難等防止(自転車駐輪場)
- ・利用状況の確認(ホール等文化施設)
- ・災害監視(消防局)
- ・不法投棄の監視(林道沿)

録画の有無

- ・あり 192 施設 (58%)
- ・なし 141 施設 (42%)

録画媒体

- ・ハードディスク 74 施設 (39%)
- ・ビデオテープ 89 施設 (46%)
- ・DVD/CD 9 施設 (5%)
- ・その他 20 施設 (10%)

映像記録の保存期間

- ・1週間以内 89 施設 (46%)
- ・1週間～1ヶ月 53 施設 (28%)
- ・1ヶ月以上 27 施設 (14%)
- ・その他(特に定めていない等) 23 施設 (12%)

設置表示の有無

- ・あり 107 施設 (32%)
- ・なし 226 施設 (68%)

管理基準の有無

- ・あり 31 施設 (9%)
- ・なし 302 施設 (91%)

4 防犯カメラに対する県民の意識

平成18年6月に実施した県政モニターによるアンケートの中で、「防犯カメラの設置について、どのように考えますか」と訪ねたところ、「防犯に役立つので設置すべきである」(46%)と「プライバシーの保護など、その運用に十分注意した上で設置すべきである」(50%)を合わせ、回答者の97%が防犯カメラを設置すべきであると考えていることがわかった。

このアンケート結果を受けて、以下のとおり、さらに詳しい追加調査を実施した。

調査日 平成18年10月実施

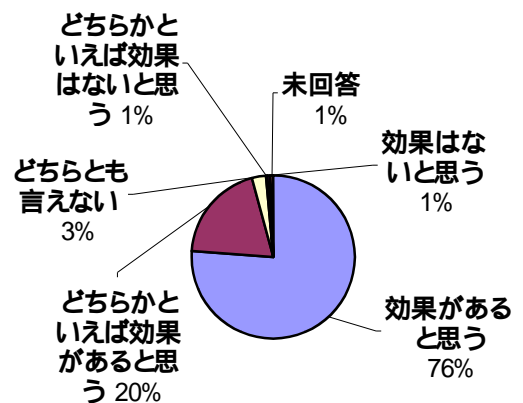
対象 福岡県県政モニター 250名

回収率 75.2%

(1) 防犯カメラの効果の有無

「防犯カメラに効果があると思うか」の問に対して、「効果があると思う」(76%)と「どちらかといえば効果があると思う」(20%)を合わせると「効果がある」と答えた方は96%に上っている。

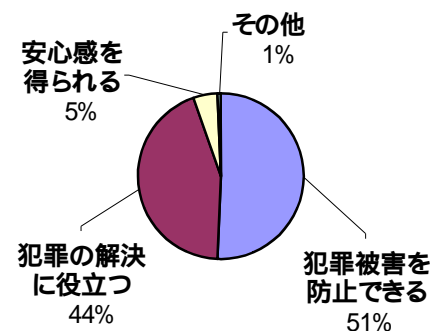
防犯カメラの効果の有無



(2) 防犯カメラの効果の内容

「どのような効果があると思うか」の問に対しては、「犯罪被害を防止できる」(51%)と「犯罪の解決に役立つ」(44%)との回答が大半であり、防犯カメラは、犯罪の抑止に効果があると一般的に認められていると考えられる。

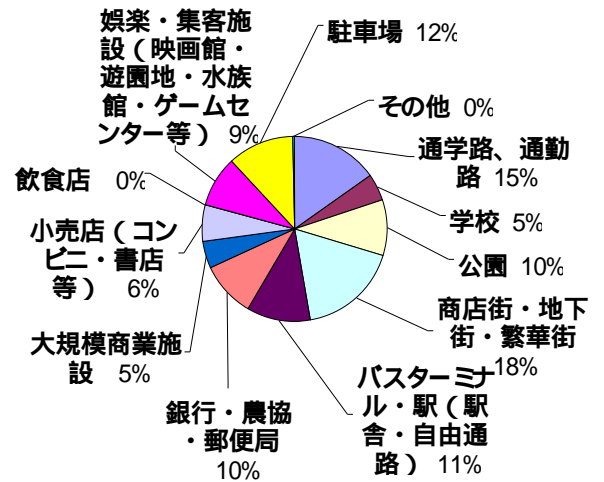
防犯カメラの効果の内容



(3) 防犯カメラの設置場所

「どこに設置すると効果があるか」の問に対して、3つまで回答を求めたところ、「商店街・地下街・繁華街」(18%)、「通学路・通勤路」(15%)、「駐車場」(11%)、「バスターミナル・駅」(11%)の順となり、公共性の高い場所での設置効果が上位にあった。

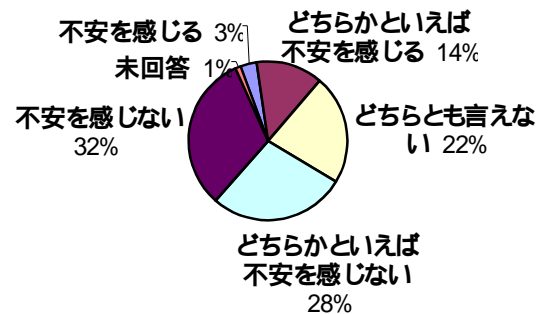
設置の効果が期待される場所



(4) 防犯カメラの設置に対する不安

「カメラが設置されていることで何か不安を感じるか」の問に対しては、「不安を感じる」(3%)、「どちらかといえば不安を感じる」(14%)を合わせても17%であり、カメラに不安を感じる方は比較的に少なかった。

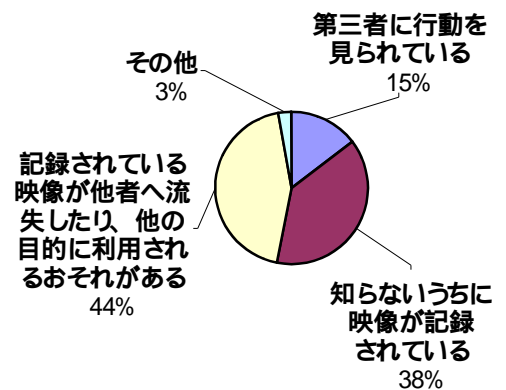
防犯カメラ設置に対する不安感の有無



(5) 防犯カメラの設置に対する不安の内容

「どのような不安を感じるか」の問に対しては、「記録されている映像が他者へ流出したり、他の目的に利用されるおそれがある」(44%)、「知らないうちに映像が記録されている」(38%)ことに対するものが多かった。

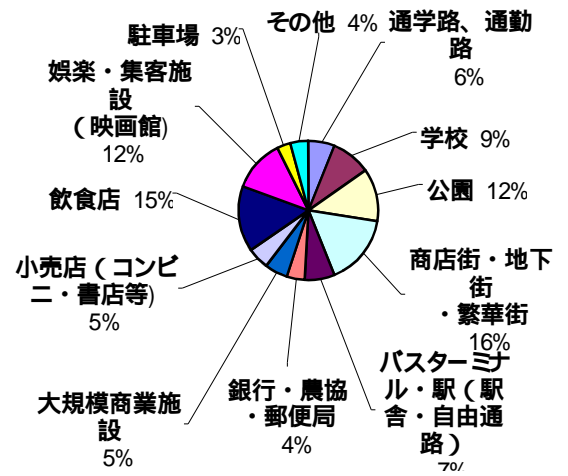
防犯カメラの設置に対する不安の内容



(6) 防犯カメラの設置場所に対する不安

「カメラがどこに設置されていると不安を感じるか」の問に対しては、目立って不安を感じる場所はなかったが、「商店街・地下街・繁華街」(16%)、「飲食店」(15%)などの回答が高かった。

防犯カメラを不安に感じる設置場所



防犯カメラの管理と活用について

平成14年には本県の犯罪認知件数は16万件に達し、犯罪率では全国ワースト2位という状況になった。その後、犯罪認知件数は平成15年から減少に転じ、犯罪率も全国ワースト7位まで回復してきたが、治安が良いとされた昭和40～50年代と比較すると、犯罪認知件数は依然として約2倍という高原状態にある。これまで、県においては警察官の増員や交番の再編等を行い、警察力の強化が図られるとともに、地域においては自主的な防犯活動の取組が急速に進められてきている。また、防犯カメラの普及も進んでいる。

今回、県が実施した民間施設等における防犯カメラの設置状況調査(以下「民間施設等調査」という。)においても、79%の施設において防犯カメラが設置されているという調査結果が出ている。

さらに、防犯カメラに対する県民意識について、県政モニターに対するアンケートによるとその回答者のうち97%の方が防犯カメラの設置が有効であると考えている。

しかしながら、防犯カメラを設置すべきであると回答した方の半数がプライバシーの保護などその運用に配慮するように求めている。また、過去には防犯カメラの設置がプライバシーを侵害するとして争われた判例もある。

このことから、検討会議では防犯カメラの設置の促進とプライバシーとの調和を図るため、「防犯カメラは犯罪防止に有効か」「防犯カメラの設置運用の課題はなにか」「どのように活用すればよいか」という視点から検討を行った。

1 防犯カメラの効果

防犯カメラは、犯人の検挙や犯罪の未然防止に一定の効果があると認められる。

民間施設等調査では、防犯カメラの画像から器物損壊の被疑者の特定、当て逃げ車両の特定などにより犯人検挙につながった例や、万引きの減少などの犯罪の防止に役立った例など大半の事業所から防犯の効果があるとの回答を得ており、このことから、防犯カメラは、犯人の検挙や犯罪防止に一定の効果があると認められる。

県政モニターのアンケートにおいても、9割以上が防犯カメラが犯罪防止に効果があるとの回答となっている。

なお、防犯カメラを設置することだけで犯罪の防止が図られるものではなく、パトロールや警備員の配置など防犯体制の整備等が重要であることに留意しなければならない。

2 防犯カメラの課題

防犯カメラの設置者には、プライバシーに配慮した防犯カメラの設置管理と厳正な画像の管理が求められている。

防犯カメラは、個人の画像を一方的に撮影するため、設置者が画像の厳正な管理やプライバシーへの配慮を怠ると、私生活がのぞき見されたり、個人の情報が不正に使用されるなどプライバシーを侵害する危険性がある。

県政モニターのアンケート結果でも、防犯カメラの設置に対する不安の要因として、画像の流出や目的外利用、さらには知らない間に記録されていることがあげられている。

県民等の不安を解消するため、設置者には、プライバシーに配慮した防犯カメラの設置運用が求められている。

3 防犯カメラの設置運用に関する指針の必要性

防犯カメラの設置管理と厳正な画像の管理を図るため、県において防犯カメラの設置運用に関する指針を定め、これを防犯カメラの設置者に提供することで、県民の不安感を解消していくことが重要である。

プライバシーに配慮した防犯カメラの設置運用を図るためには、設置者が防犯カメラの設置管理と画像の管理に関する要領を定め、これに基づいて運用していくことが必要である。しかしながら、民間施設等調査によると、法令等で防犯カメラに関する規定がないこともあって、調査対象事業所の74%が要領を定めていなかった。また、市町村においても様々な目的でカメラが設置されているが、その大半で要領が定められていない。

したがって、県において、防犯カメラの設置運用に関する指針を定め、これを防犯カメラの設置者に提供することで、防犯カメラの適正な設置運用が図られ、県民の不安感を解消することができると考えられる。その結果、適正な防犯カメラの設置が促進され県民の安全の確保にも資することができると考えられる。

4 防犯カメラの設置運用に関する指針とその考え方

(1) 指針の目的

この指針は、プライバシーに配慮した防犯カメラの適正な設置運用を促すことにより防犯カメラの設置の促進を図るものとする。

(2) 防犯カメラの定義

この指針でいう防犯カメラとは、不特定多数の者が出入りする場所に、犯罪の防止を目的に設置された記録装置を備える画像撮影装置をいう。

(考え方)

この指針は、道路、公園、駐車場、商店街、繁華街、連絡通路、金融機関、商業施設、娯楽施設、宿泊施設等の不特定多数の人が出入りする場所を撮影範囲とする防犯カメラを対象とする。

ただし、個人の生活空間は当該住民により管理されるもので、例えば、マンション等の集合住宅の共用部分に設置された防犯カメラはこの指針の対象としない。

また、事故防止や防災を主目的とするカメラであっても、例えば、すりや器物損壊等の犯罪を防止する目的を併せ持つ場合は指針の対象とする。

モニターによる監視のみで画像を記録として残さない場合は、画像の漏洩や目的外の利用の恐れがないことから、指針の対象としない。

(3) 設置者の責務

防犯カメラの設置者は、県民等のプライバシーに配慮した防犯カメラの設置運用に関する要領(以下「運用要領」という)を定め、これに基づき適正な管理に努めるものとする。

(考え方)

設置者は、施設の利用者等の状態を踏まえ、プライバシーに配慮して防犯カメラを設置するとともに、画像の目的外利用や流出の防止を図るため、防犯カメラの運用要領を定めることが妥当である。

また、この運用要領に基づき適正な管理が行われるよう、研修等を通じて関係職員に対して要領の内容の徹底やプライバシー保護に関する意識の向上を図ることが重要である。

なお、県民等には県外からの観光客等を含む。

(4) 運用要領に定める内容

運用要領については、防犯カメラの設置による効果と個人のプライバシーの保護との調和を図る観点から以下の内容とした。

また、知事は、事業者が個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護条例第46条の規定に基づく「事業者における個人情報の適正な取扱いに関する指導方針」(平成17年4月福岡県告示第711号)により指導することとされているため、この指導方針とも整合性を図った。

ア 設置の目的

犯罪の防止等、カメラの設置目的を定めるものとする。

(考え方)

設置者は、防犯カメラの設置目的を明確に規定し、目的を逸脱して不正に利用することがないように関係職員に徹底する。

また、複数の設置目的がある場合はそのすべてを定めるものとする。

イ 管理体制

設置者は、防犯カメラの適正な設置及び運用を図るため、管理責任者を指定するものとする。また、管理責任者は、自ら取扱ができない場合は機器の操作や画像の管理を行う操作取扱者を指定するものとする。

(考え方)

機器の管理や画像の管理を適正に行うためには、管理責任者を指定し責任を明確にすることが必要である。

また、管理責任者が自ら取扱ができない場合は、操作取扱者を指定し装置の操作や記録媒体にアクセスできる者を限定する必要がある。

ウ 設置の場所等

防犯カメラは、防犯効果が高く、かつ不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定することとし、設置場所及び設置台数を定めるものとする。

(考え方)

防犯効果とプライバシーの保護との調和を図り、画像の漏洩等のリスクを最小限にするため、不必要な画像が撮影されないよう撮影範囲を検討し、設置場所及び設置台数を定める。

エ 設置の表示

原則として撮影対象区域内又はその付近の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨の表示を行うものとする。また、設置者が明らかな場合を除き設置者名を表示するものとする。

(考え方)

撮影区域に立ち入ろうとする人にあらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯行を抑止する効果を高めるため防犯カメラの撮影区域であることを表示する必要がある。

オ 画像の管理

画像の漏えい、滅失、き損等を防止するため、録画装置や録画媒体の保管場所への立入制限や施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

(考え方)

個人を特定できる画像は個人情報であり、画像の流出等を防止するため録画装置や録画媒体は厳重に管理する必要がある。

録画装置や記録媒体がある場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入りができないように施錠等を施す必要がある。

カ 画像の保存期間

保存期間は、利用目的に合わせて必要最小限の範囲内で期間を定めるものとし、期間を経過した画像は速やかに消去するものとする。

(考え方)

技術の革新とともに録画媒体の記憶容量が増大し、記録可能時間は飛躍的に増えている。画像の保存期間が伸びるほど、画像流出等のリスクが拡大することから、画像の保存は必要最小限の期間に止める必要がある。

キ 記録媒体の処分

ハードディスク、ビデオテープ、DVD等の記録媒体を処分するときは、完全な消去又は破砕等により画像を読み取れないようにするものとする。

その際、管理責任者は、処分の日時、処分の方法等を記録するものとする。

(考え方)

処分をするときは、管理責任者を含め複数人により消去又は破砕等の確認をすることが望ましい。

ク 画像の提供

法令に基づく場合、人の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要がある場合及び捜査機関から犯罪捜査のため情報提供を求められた場合を除いて、画像を第三者に提供しないものとする。

(考え方)

画像の目的外利用を防止するため、原則として第三者に画像を提供しないものとする。ただし、客観的に妥当と認められる次の事項については提供

できるものとする。

刑事訴訟法等の法令に基づく場合

人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

捜査機関から犯罪捜査のため情報提供を求められた場合

画像の提供を行う時は、身分証明書等の確認を行うとともに管理責任者等が提供の必要性を十分検討した上で行うことが重要である。画像を提供した時は、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。

ケ 苦情への対応

設置者及び管理責任者は、県民等からの苦情や問い合わせに対し迅速かつ適切に対応するものとする。

(考え方)

目的外利用や知らない間に撮られているといった県民等の不安感を解消するため、設置者が県民等からの防犯カメラの設置や管理に関する問い合わせ等に誠実に対応することが重要である。

5, 防犯カメラの活用について

県は、本報告に沿って、県民のための防犯カメラ設置運用指針(ガイドライン)を定め、その普及啓発を図ることが重要である。

防犯カメラは、犯人の検挙や犯罪の防止に一定の効果があると認められることから、施設管理者は、犯罪発生の高発性が高い場所については、警備体制の強化の一つとして防犯カメラの設置について検討し、防犯性能の向上に努めることが望ましい。

県及び県警察は、このような施設の管理者に対し防犯カメラの指針に基づく助言や犯罪に関する情報提供等を行うことで、防犯カメラを適切かつ効果的に活用できるよう、積極的に支援する必要がある。

また、県は市町村等と協力して、防犯モデル地区を設定し、そこで実際に防犯カメラの設置や地域防犯活動等の促進等を併せて実施するなどの取組みについて検討し、さらに効果的な地域の犯罪防止策についての知見を深め、その成果の周知や普及に努めるべきである。

防犯カメラ設置運用要領(参考例)

1 趣旨

この規定は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、 が施設に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、 施設における犯罪防止や事故防止のために設置するものとする。

3 管理責任者等

- (1)防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。
- (2)管理責任者は、 課長とする。
- (3)管理責任者が自ら取扱ができない場合は、管理責任者は操作取扱者を置くものとする。

4 設置の場所等

(1)設置の場所及び設置台数

防犯カメラは、 施設に別紙配置図のとおり設置する。

*配置図には、カメラの設置箇所、撮影方向を表示

(2)設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ設置中」(例)と記載した表示板を掲示する。

5 画像の管理

(1)保管場所

録画装置の保管場所は、 室とし、管理責任者が施錠を行うなどして、適切に管理するものとする。

(2)保存期間

保存期間は、 とする。ただし、特に必要があると認められる場合は、管理責任者は保存期間を延長することができる。管理責任者は保存期間を延長したときには、その理由を記録しておくものとする。

(3)画像の消去

保存期間を経過した画像は、速やかに重ね取り等により確実に消去するものとする。記録された記録媒体を廃棄する場合は、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上廃棄する。

6 画像の利用及び提供の制限

記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。また、次の場合を除き第三者に提供しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

(3) 捜査機関から犯罪捜査のため情報提供を求められた場合

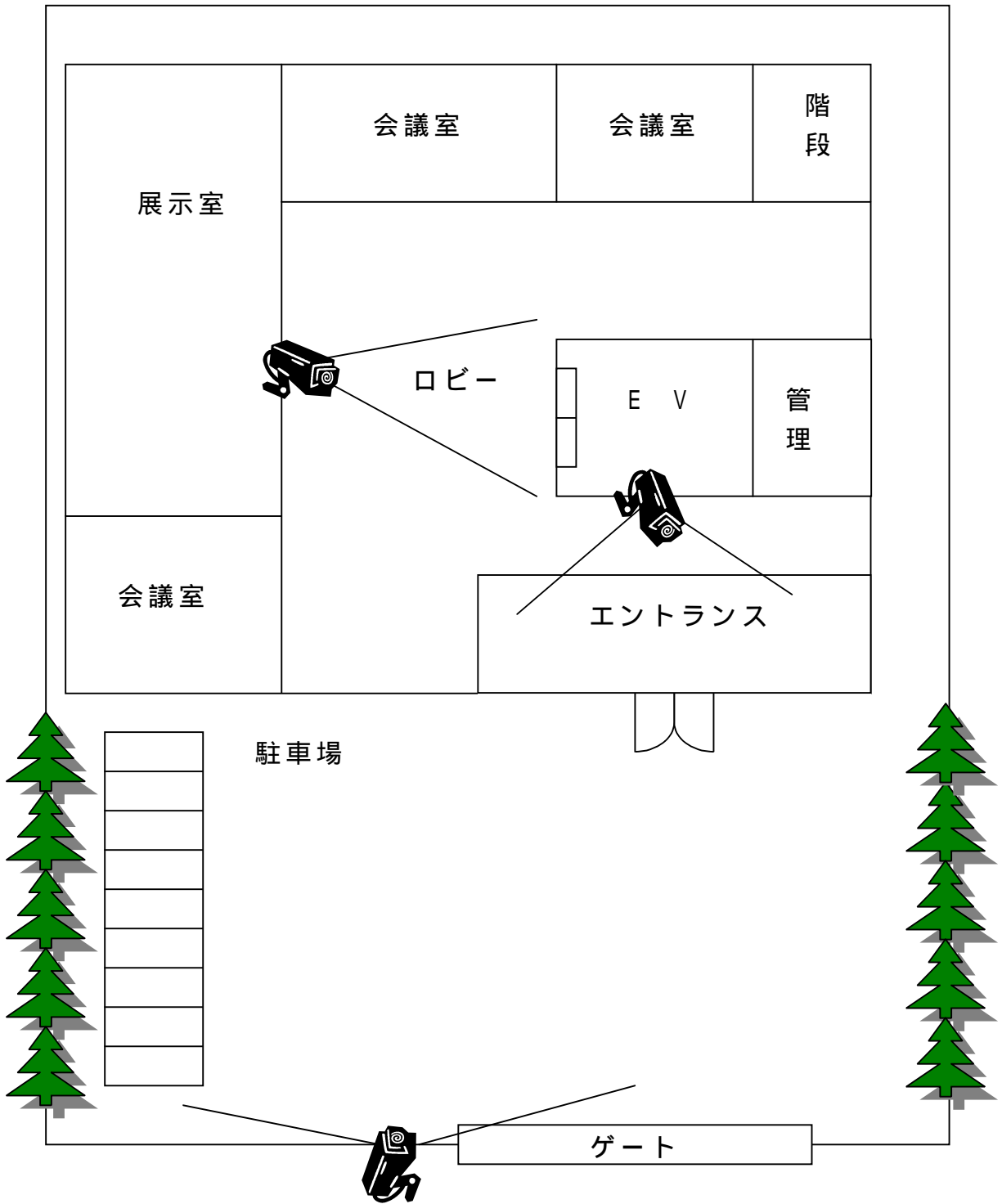
画像の提供を行うときは、身分証明書等の確認を行うとともに提供の必要性を検討するものとする。

画像を提供したときは、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。

7 苦情の処理

設置者及び管理責任者は、設置及び管理に関する苦情を受けたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。

配置図例



福岡県防犯カメラ活用検討会議委員名簿

役職名	氏名	現職名
会長	木村 俊夫	九州国際大学法学部 教授
委員	白水 良文	新天町商店街商業協同組合事務局 課長
委員	瀬川 恭子	(株)西日本リビング新聞社 編集委員
委員	樋村 恭一	大妻女子大学家政学部 講師
委員	山田 建	NHK福岡放送局 放送部長
委員	和智 凧子	弁護士

福岡県防犯カメラ活用検討会議の審議経過

回数	開催年月日	内容
第1回	平成 18 年 10 月 23 日	・ 防犯カメラの活用についての検討
第2回	平成 19 年 1 月 23 日	・ 本県の犯罪情勢と防犯カメラの設置状況等について ・ 防犯カメラの管理と活用についての検討
パブリックコメント	平成 19 年 2 月 5 日 ～ 3 月 2 日	一般県民からの意見募集
第3回	平成 19 年 3 月 20 日	・ パブリックコメントの実施結果について ・ 「防犯カメラの管理と活用について」報告書(案)の検討